

# 鳥取県公民連携推進事業補助金の事務手続きについて

## 1. 交付申請書提出（5月31日まで）

○交付申請書は、下記提出先に郵送又は持参してください。

## 2. 交付決定通知到着（審査会開催後から原則14日以内）

\* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

## 3. 事業開始 → 着手届提出不要

【事業を変更・中止・廃止したい場合】  
事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。  
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

## 4. 事業完了 → 完了届提出不要

【事業実施期間】  
計画策定補助の事業実施期間は令和6年2月28日までですのでご注意ください。

## 5. 実績報告書提出（完了・廃止・中止から20日以内）

○実績報告書を、下記提出先に郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い … 概算払

資料提出・問い合わせ先 鳥取県地域づくり推進部県民参画協働課  
鳥取県鳥取市東町1-220  
0857-26-7071 kenminsankaku@pref.tottori.lg.jp